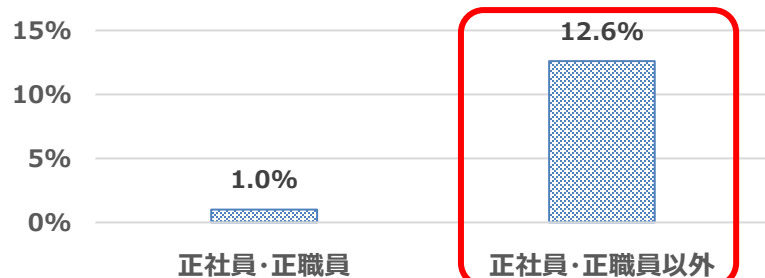


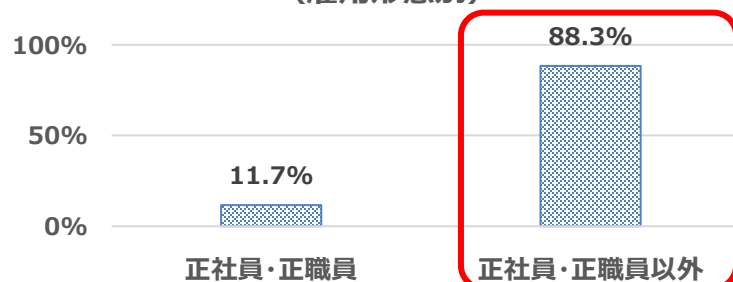
雇用形態別・過去5年間の移動者の移動理由

- 雇用形態別の最低賃金の影響率を見ると、非正規労働者が高く、影響労働者の構成比で見ても9割程度となっている。
- 過去5年間の移動者の雇用形態別の移動理由を見ると、「就職」「転職」「転勤」を理由とする移動については、「パート・アルバイト」「派遣・嘱託・契約社員」の割合は併せて5～17%程度となっており、「正規職員」(60～80%程度)と比較すると、顕著に低い割合となっている。

最低賃金の影響率（雇用形態別）



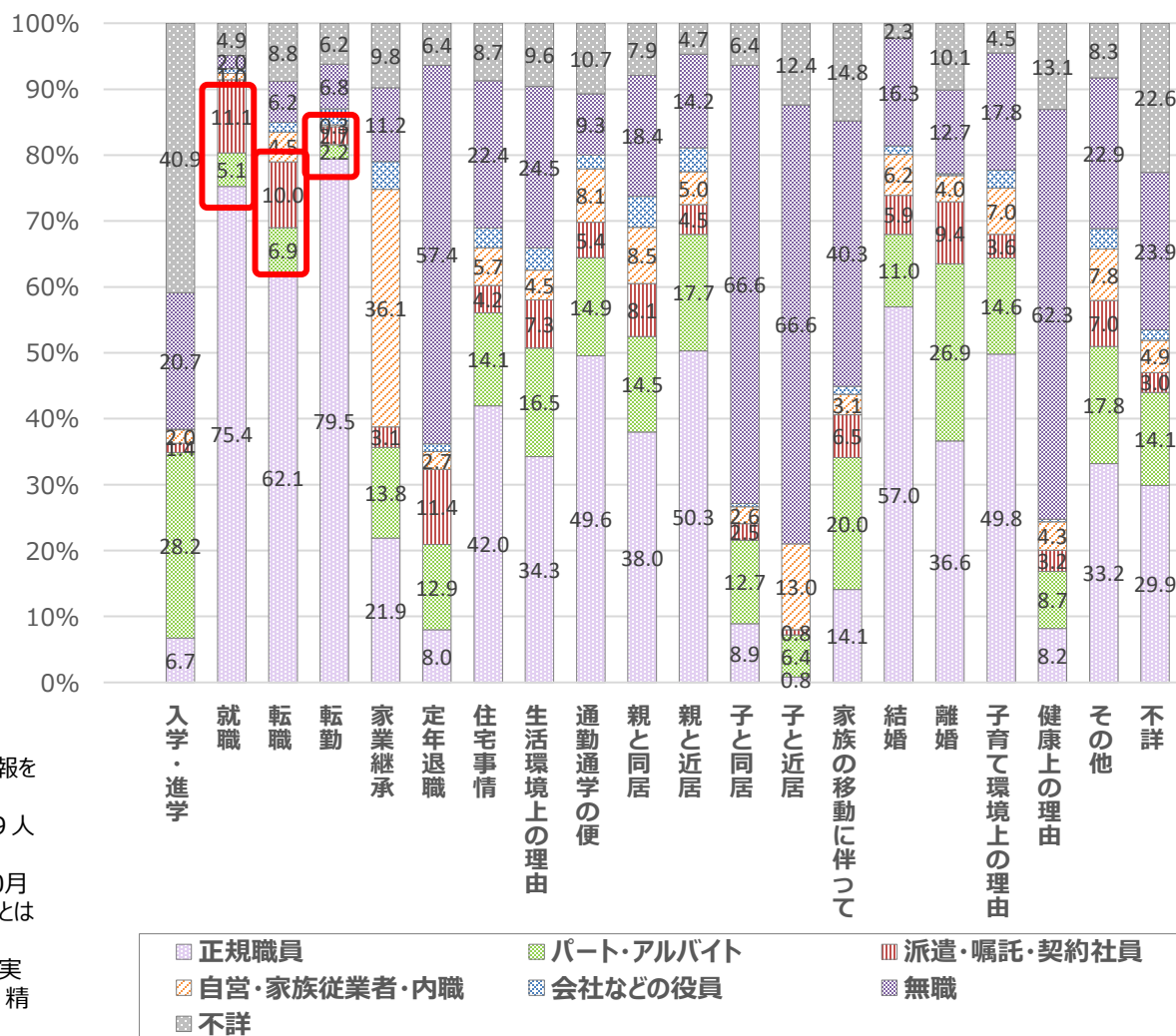
最低賃金の影響労働者の構成比（雇用形態別）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年）の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 影響率とは、令和元年の6月の1時間当たり所定内給与額が同年10月より適用された最低賃金額未満である労働者の割合をいい、影響労働者とは当該労働者をいう。
 3. 1時間当たり所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出したものであり、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 4. 上記は常用労働者（無期又は1ヶ月以上の期間を定めて雇われている労働者）のみであり、臨時労働者は含まれていないことに留意が必要。

現在の仕事の従業上の地位別・過去5年間の移動者の移動理由



（資料出所）国立社会保障・人口問題研究所「第8回人口移動調査」（平成28年）